

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

260
06/7/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動):Pacific Campaign for Disarmament and Security

223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者■梅林宏道 製作責任者■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

「核兵器の非合法化 を目指せ」

特集:ブリックス報告書

核廃絶と不拡散へ、
公正原則を厳格に貫く

基礎文献として活用しよう

ブッシュ政権によって多国間の平和・軍縮努力に逆風が吹く中で、スウェーデン政府のイニシャチブによって03年末に大量破壊兵器委員会(ハンス・ブリックス委員長)が設立された。去る6月1日、2年半に及ぶこの委員会による研究の成果として報告書「恐怖の兵器 - 世界を核・生物・化学兵器から解放する」が発表された。報告書は、大量破壊兵器(WMD)のなかでも核兵器に重点を置いている。報告書は現実的な解決策を提示するという立場をとっている。にもかかわらず、「WMDは誰の手にあっても危険だ」という言葉に象徴されるように、厳格な公正原則を堅持しており、説得力のある報告書となっている。本誌においては、核兵器に関する部分を中心に解説する。

大量破壊兵器委員会

大量破壊兵器委員会(しばしば委員長の名前をとってブリックス委員会と呼ばれる)が形成された直接的な動機は、ブッシュ政権が国連イラク査察団(UNMOVIC)の活動を否定して侵略戦争という手段に走ってイラクのWMD計画を潰そうとしたことへの批判と、批判するだけでなくWMDの危険除去への積極的な国際協力の方向を提案すべきだという認識であった。当時のダナバラ国連事務次長(軍縮担当)やスウェーデンの故リンド外相の熱意が、UNMOVIC委員長であったブリックスを起用した委員会の設立をもたらせた。

2ページの囲み記事に簡単な経緯と委員会の構成をまとめた。

14人の委員は、核兵器国、事実上の核兵器国、核

技術保有国、緊張地域の国などから選ばれている専門家である。米国からはペリー元国防長官(現スタンフォード大学教授)が参加した。日本からは、西原正(まさし)元防衛大学校長(現平和・安全保障研究所理事長)が委員となっている。当初、委員のなかに西原正氏の名前を見たとき、筆者は委員会の人選に疑念を禁じ得なかった。西原

今号の内容

特集 ブリックス報告

[資料]核兵器に関する勧告の全訳
在韓米軍基地の環境汚染
北朝鮮のミサイル発射に思う

【連載】被爆地の一角から(11) 土山秀夫

氏は「米国は北朝鮮に安全の保証を与えてはならない。米国の核抑止力がなければ日本が核武装すると警告する記事を03年8月に『ワシントン・ポスト』紙に書いたばかりであったからである。この主張は、明らかに報告書の主張と異なっている。本報告書は、勧告にあるように、「安全の保証」や「核兵器以外の抑止に核兵器を用いないことを含む第一使用や先制使用の禁止」を重視しているからである。西原氏が、現在報告書のような立場に変わったとすれば、心から歓迎したい。

すばらしい原則

報告書「恐怖の兵器 - - 世界を核・生物・化学兵器から解放する」(以下、単に「報告書」)の全文(英語)は、次のURLで読むことができる。

<http://www.wmdcommission.org>

核兵器についての議論に入る前に、報告書が考えを発展させたり、勧告をまとめるに当たって考慮した基本的指針について述べておきたい。これは、報告書を価値あるものにさせている大切な前提となっている。報告書は次の5つの指針を掲げている。

バランス、公正、普遍 - - 委員会は、WMDは誰の手にあっても本来的に危険であると考え、追いつめられた政府やテロ集団の保有がどいわけ危険であるが、それに限らない。この立場を基本として、事実に基づいた公正な分析を行い、関係者すべてに問題解決の責任を求める。

(筆者のコメント)この立場は、北朝鮮やならず者の手にWMDがあることのみで危機感を煽る米国や日本政府の考え方ではない原理に立つことを意味している。

削減と廃棄の追求 - - WMDの生産、配備から処分、破壊に至るまでライフ・サイクルのあらゆる段階の手段を通して、WMDの削減と廃棄が追求されなければならない。

(筆者のコメント)たとえば、条約交渉の次の日程に上ると考えられる兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)、カットオフ条約)を考える場合、今後の生産禁止を主テーマとしながらも、現存物質の「削減と廃棄」を念頭に置くべきだということになるであろう。深い思慮をもって作られている指針である。

核兵器の非合法化は妥協できない目標 - - 「核兵器を非合法化するという目標に妥協があってはならない」と委員会は断言する。核不拡散条約(NPT)が発効したとき、この目標は法的拘束力を持つ国際公約となったと委員会は考える。核軍縮のすべての措置は、絶えずこの目標に照らしながら検討されなければならない。

(筆者のコメント)非合法化(outlawing)という言葉は、国際法によって禁止することを意味する。この言葉は「核兵器は非人道兵器である」という考えに裏打ちされている。日本政府に言わせてみたい原則である。

過去の成果の実行 - - 化学兵器禁止条約の実現に20年、包括的核実験禁止条約(CTBT)の実現に40年を要している。これらを実行することは、今も重要な課題である以上、躊躇せずにこれらを支持する。

(筆者のコメント)米国が過去の決定をひっくり返してCTBTに反対し、いくつかの発効要件国がCTBTに批准しそえない状況に対して、CTBTの現実性を疑う動きが出かねない。それに対して報告書は、揺るがぬ信念を持って「いいものは大切に」という立場を表明した。委員会は、学者や研究者に「ありがちな新しがり」で

大量破壊兵器委員会(WMDC)

(委員長の名をとって「ブリックス委員会」とも呼ぶ)

経緯

2003年9月11日に暗殺されたスウェーデンのアンナ・リンド外相が、当時のジャンタ・ダナバラ国連事務次長(軍縮担当)の提案を受けて設立。スウェーデン政府がハンス・ブリックス元国連イラク査察団(UNMOVIC)委員長を委員長に、ブリックス委員長のもとに03年12月16日に全委員が選定された。04年1月に第1回会議をストックホルム(スウェーデン)で開催して以来、ウィーン(オーストリア)、バンクーバー(カナダ)、カイロ(エジプト)、ニューデリー(インド)、ジュネーブ(スイス)などで10回(第10回会議は06年3月)の会議を開催した。最終報告書「恐怖の兵器」は06年6月1日に出版された。

運営

財政的にはスウェーデン政府が主に支援したが、あくまでも独立委員会。ブリックス委員長も個人資格の委員長である。事務局はストックホルムに置かれ、委員長の指示の下に動いた。事務局長はヘンリック・サランダー元スウェーデン軍縮大使。

委員

ハンス・ブリックス:IAEA事務局長を経て元国連イラク査察団委員長。スウェーデン。(委員長)
デヴィ・フォルツナ・アンワール:インドネシア科学研究所「科学と人間」副部長。

アレクセイ・G・アルバトフ:ロシア科学アカデミー通信委員、世界経済・国際関係研究所(IMEMO)国際安全保障センター所長。

マルコス・ド・アザンブジャ:元ブラジル国連代表部大使、ジュネーブ軍縮大使。

アリソン・J・K・パイレス:ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)所長。

ジャンタ・ダナバラ:元国連事務次長。1995年NPT再検討延長会議議長。スリランカ。

ギャレス・エバンス:ブリッセルの国際危機グループ代表。元オーストラリア上院議員、外務大臣。

パトリシア・ルイス:国連軍縮研究所(UNIDIR)所長。元検証技術情報センター(VERVIC)所長。カナダ。

西原正(まさし):平和・安全保障研究所理事長。前防衛大学校長。

ウィリアム・J・ペリー:元米国国防長官。スタンフォード大学教授。

バサンタ・ラガバン:デリー・ポリシー・グループ理事長。安全保障分析センター(チェンナイ)所長。

チェイク・シラ:ブルキナ・ファソ駐在セネガル大使。国連イラク査察団(UNMOVIC)委員。

皇太子エル・ハッサン・ビン・タラル:アラブ思想フォーラム議長。ローマクラブ代表。ヨルダン。

パン・ツェンキャン:国際研究及び科学変革中国財団副会長。元中国国防大学戦略研究所長。

北朝鮮 ミサイル発射に思う

扇動ではなく、冷静さと
協調的安保への努力によって、
克服されるべき危機

7月5日、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、長距離弾道ミサイル「テポドン2号」を含む7発のミサイルを日本海に向けて発射した。

再三にわたり自制を求めた国際社会の声を無視した実験強行は、厳しく非難されるべきである。北朝鮮は、「東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力」を誓約した、第4回6か国協議共同声明(05年9月)に立ち返り、平和的解決に向けた外交努力のテーブルに戻る努力を行わなければならない。

しかし、北朝鮮が非難されることは当然としても、脅威感覚のみをあおる論調が日本に満ちていることを見過ごすわけにはいかない。北朝鮮のミサイル基地に対する「先制攻撃の正当性」に関する言及が政府高官から公然となされるという異常な事態に対し、周辺国家からは強い反発が

巻き起こっている。ミサイルにはミサイルを、という威嚇のサイクルからは、地域の平和と安定は生み出されない。

しかも、このミサイル発射に呼応するかのように、ミサイル防衛(MD)に関する日米の協力体制が強力に進展しようとしている。思い出されるのは、日米両政府によるMD共同技術研究の加速が、1998年のいわゆる「テポドン・ショック」を「追い風」にして強行されたことである。

繰り返そう、ミサイル危機を克服する唯一の道は、東北アジアにおける協調的安全保障体制の構築である。ピースデポの報告書「市民社会が構想する北東アジア安全保障の枠組み」を、今、あらためて読んでほしい。(中村桂子)
(www.peacedepot.org/theme/toyota/toppage.htmlに掲載)

はなく、誠実な実務家の姿勢を示した。

全員の課題 - - WMD克服の課題は、政府や国際機関だけの問題ではなく、研究グループ、NGO、市民社会、企業、メディア、一般市民すべての共通の課題である。誰もが解決のために貢献する役割があり義務がある。

(筆者のコメント)WMD克服はすべての市民の課題であるというスタンスを表明している。この姿勢は、「パランス、公正、普遍」をモットーとした姿勢と密接に関係している。大国におもねたり、特定の政府の影響を感じさせたりする報告書は、地球的な市民参加を促す資格を欠くことになるからである。

誰の核兵器もよくない

報告書は、核兵器、生物兵器、化学兵器、運搬手段・宇宙兵器を論じているが、核兵器に関してもっと多くのページを割いている。横断的問題として、報告書は輸出管理の問題や検証問題も扱っている。全体で60項目の勧告を行っているが、その内の第1から第30までの30項目が核兵器に関する勧告である。資料として核兵器に関する勧告の全文を訳出した(4~5ページ)。

報告書の核兵器に関する章の冒頭部分には、しばしば引用されそうな明言がある。まず、それらを訳出しておこう。

「どこかの国が核兵器を持っている限り、他の国が持つとすることであろう。核兵器が存在する限り、計画的にしかる事故であるにしろ、いつかは使われる危険がある。使われたならば破滅である。」

「核兵器を保有している者によっては脅威とならない場合もあれば、世界を死の危険に曝す場合もあるかのような考え方を委員会は拒否する。核兵器を持つ政府は責任ある行動をとることもあれば無謀な行動をとることもある。政府は時が経てば交替する。」

報告書は、核兵器に関する課題は3種類あるとしている。

現存する核兵器の問題、核兵器拡散の問題、核兵器とテロの問題である。報告書は、この3つの問題のすべてが同様に重要であり、最前線における取り組みが要求されているとして、具体的勧告を行っている。

以下では、日本の市民に関心の深い問題をいくつかとりあげて考察する。

NPTの重要性の再確認

本誌でも取り上げてきた米印原子力協力の動きは、NPTの原則を曲げようとするものであった。日本でも「NPT至上主義」「NPT原理主義」というようなNPT原則を擁護する言動が現れている。しかし、核兵器の廃絶と不拡散のために人類が蓄積してきた合意の基礎にNPT条約があることを、報告書は明確に再確認した。その意義は大きい。

そのために、勧告2では、1995年のNPT無期限延長の条件となった「原則と目的」の決定や中東決議の実行、さらには2000年合意の核軍縮に関する「13項目の実際措置」の推進を要求している。名指しこそしていないが、米国ブッシュ政権がこれらを無視しようとする態度を、米民主党の元国防長官も含めて批判したと言えるであろう。

NPTに常設事務局を置くべきだという意見(勧告4)は、カナダやアイルランドが提案してきたことである。真剣に検討すべき提案である。

米国とロシアの責任

核軍縮を進めるためには、桁違いに多数の核兵器を保有しており、廃棄すべき核弾頭や核分裂物質も多く持っている米国とロシアの責任が大きい。この当然の結論を、報告書はいくつかの勧告において指摘している。

まず注目すべきことは、勧告18である。ここでは「作戦配備の戦略核兵器の核弾頭数を2012年までに1700~2200に削減」という現在のモスクワ条約の目標に関して、少な
6ページへ

付録1:WMDCからの勧告

核兵器

核兵器の拡散防止

勧告1

すべてのNPT締約国は、条約で約束し1995年の無期限延長の際に再確認した、原則的かつバランスのとれた不拡散と軍縮に対する誓約に立ち返る必要がある。

勧告2

すべてのNPT締約国は、不拡散と軍縮の「原則と目的」に関する決定、NPT再検討プロセスの強化に関する決定、及び中東を核その他すべての大量破壊兵器のない地帯とする中東決議を履行しなければならない。これらはすべて1995年に採択された。また、2000年に採択された核軍縮のための「13項目の実際的措置」の履行を推進しなければならない。

勧告3

不拡散体制の有効性を高めるために、すべてのNPT非核兵器締約国はIAEA追加議定書で強化された包括的保障措置を受け入れるべきである。

勧告4

NPT締約国は締約国のために管理事務を扱う常設事務局を設立すべきである。この常設事務局が条約再検討会議及び準備委員会を組織すべきである。また、締約国の過半数の要請があれば、常設事務局がその他の条約関連の会議も組織すべきである。

勧告5

北朝鮮との交渉においては、北朝鮮によるNPT遵守の明示と1997年追加議定書の受諾、さらに1992年の朝鮮半島非核化共同宣言における誓約への復帰と法的確認を主たる要素として含んだ形で検証可能な合意を目指すべきである。注目すべきことに、非核化共同宣言は、北朝鮮・韓国双方に核兵器およびウラン濃縮・再処理施設の保有を禁じている。燃料サイクル・サービスは、国際的な取り決めによって保証されるべきである。合意は、生物・化学兵器およびCTBT(包括的核実験禁止条約)についても言及すべきである。これをもって朝鮮半島を非大量破壊兵器地帯とすることが可能となる。

勧告6

イランに関しては、緊張拡大を避け、中東非大量破壊兵器地帯設立という共通の目的に向けた展望を高めるために、機微な燃料サイクル関連活動を全て一時停止し、199

7年追加議定書を批准し、IAEAへの全面的協力を再開するよう促すための交渉が継続されるべきである。国際社会とイランは、次を含む措置を介して相互信頼を築かなければならない。(1)燃料サイクル・サービスの供給に関する信頼性のある保証。(2)すべての中東諸国による機微な燃料サイクル活動の長期にわたる停止または放棄。(3)体制変化をねらった攻撃や転覆行為を行わない保証。(4)国際貿易と投資の促進。

勧告7

NPT締約核兵器国は、非核兵器国に対し、法的拘束力のある消極的安全保証を供与しなければならない。NPT非締約国である核保有国は、それとは別に、同じ保証を供与しなければならない。

勧告8

各国は、核燃料サイクルに関連した拡散の危険を軽減するためのさまざまな方法を模索する協議の場として、IAEAを積極活用すべきである。例として、国際燃料バンクの提案や、国際的な保障措置下で使用済み燃料の貯蔵などの燃料サイクル事業を提供する地域センターの提案、また、いくつかの「燃料サイクル国家」が濃縮・再処理活動を止めた国家に核燃料を貸与するという概念に基づく燃料サイクル体制の創設に関する提案が挙げられる。

勧告9

各国は、現時点で高濃縮ウランを必要としている艦船や研究炉において、低濃縮ウランの使用を進めていかなければならない。高濃縮ウランの製造は段階的に縮小されるべきである。使用済み核燃料の再処理によりプルトニウム分離を行っている国家はその活動を縮小していく可能性を追求しなければならない。

勧告10

すべての国家は、地球規模で核分裂性物質を一掃する取り組みの推進に向けた国際的なイニシアチブを支持しなければならない。このような支持には、研究炉を高濃縮から低濃縮ウランの使用に転換することや、核分裂性物質を中央管理された安全な場所に保管すること、輸出した核物質を安全に処分・廃棄するために供給者に返却することなどが含まれるべきである。

勧告11

NPT締約核兵器国でまだこれを実行して

いない国々は、地域的な非核兵器地帯を創設する条約の議定書を批准すべきである。こうした地帯内にあるすべての国家は、IAEAとの間で包括的保障措置協定を締結し、追加議定書の批准と履行に合意しなければならない。

勧告12

すべての国家は、全面的な和平プロセスの一環として、中東非大量破壊兵器地帯の設立に向けた継続努力を支持すべきである。現段階においても措置を講じることは可能である。信頼醸成措置として、イランやイスラエルを含む地域のすべての国家は、いかなる濃縮・再処理活動および他の機微な燃料サイクル活動も自国領土内で行わないとする検証可能な取り決めを長期にわたって遵守していかなければならない。このような誓約には、平和目的の核活動に必要な燃料サイクル事業に対する信頼性のある保証が伴わなければならない。エジプト、イラン、イスラエルは、他の中東諸国と同様にCTBTを批准しなければならない。

勧告13

インド・パキстанは、CTBT締結までの間、同条約を批准し、核兵器用核分裂性物質の生産モトリウムを宣言している他の核兵器国と足並みをそろえなければならない。両国は、軍事紛争の危険を軽減し、両国の核・ミサイル活動における透明性を高めるとともに、政治的、経済的、軍事的措置を介して二国間の緊張緩和を追求し信頼を醸成し続けなければならない。最終的には、両国は核供給国グループ(NSG)やミサイル技術管理レジーム(MTCR)の参加国、および1997年追加議定書に基づきIAEA保障措置協定の締結国となるべきである。

核テロリズムの防止

勧告14

各国は、核兵器や核分裂性物質がテロリストの手に渡らないようにしなければならない。このため各国は、自国領土に存在する、すべての核分裂性物質や放射性物質の在庫ならびにその他の放射線源に関する完全かつ効果的な計量・管理を維持しなければならない。各国は、核テロ行為又はテロを支持する活動に対しても、個人の法的責任が存在することを確実にしなければならない。各国は、どわけ不正な核取引に関する情報を含む情報の共有を通じて協力を拡大しなければならない。また、各国は、核テロリズム防止条約や核物質防護条約への普遍的加盟ならびに国連安保理決議1540の履行を推進すべきである。

現存する核兵器の脅威および数の削減

勧告15

すべての核保有国は、核兵器の第一不使

用に関する明確な政策を宣言すべきである。それらの国々は、先制攻撃や予防攻撃はもちろん、生物・化学・通常兵器による攻撃に対する報復についてもこの方針が適用されることを具体的に明示しなければならない。

勧告16

すべての核保有国は、自国の軍事計画を見直し、信頼性のある核に依存しない安全保障政策を維持するためには何が必要かを明らかにすべきである。潜水艦発射ミサイル、地上発射大陸間弾道ミサイル、長距離爆撃機搭載ミサイルからなる核戦力の三本柱を配備する国は、余剰核の削減および核軍拡競争の悪化防止のために、このような政策を放棄しなければならない。

勧告17

ロシアと米国は、両者の核の一触即発警戒態勢の解除に向けた相互措置に合意し、目的達成を促進する合同委員会を設置すべきである。両国は、大部分の戦略軍の作戦準備態勢の並行的な低減を管理下で実施しつつ、核戦争計画からの警報即時発射オプションの撤廃にと取り組むべきである。以下の方法がある。

- ・航海中の戦略潜水艦の数を削減するとともに、停泊時における技術的な発射即応性を低減する。
- ・核爆弾および空中発射巡航ミサイルを関係する飛行場以外の場所に保管する。
- ・大部分の大陸間弾道ミサイルのノーズコーンおよび/または弾頭をミサイルと別の場所に保管する、またはミサイルの即応性を下げるために他の技術措置をとる。

勧告18

ロシアと米国は戦略攻撃力削減条約(モスクワ条約)で認められた配備戦略兵器の数を少なくとも半減することを狙った新しい戦略兵器削減条約の交渉を開始すべきである。これには戦略攻撃力削減条約の下で削減された兵器を不可逆的に解体するという法的拘束力のある誓約を含むべきである。新しい条約には、透明性のある計数規定、兵器解体の日程や手順、及び相互の検証措置も盛り込むべきである。

勧告19

これからの軍縮努力の基準として、まずロシアと米国が、現役および退役状態にある核兵器保有量の総量を公表し、他の核保有国もそれに続くべきである。また、それらの国々は、核弾頭の透明性、不可逆性、検証、及び物理的破壊に関連する具体的な条項を将来の軍縮協定に盛り込むことに合意すべきである。

勧告20

すべての核保有国は核兵器の継続的保有の問題に対処しなければならない。すべてのNPT締約核兵器国は、NPTやその無期限延長に関係した誓約によって要求される通り、核軍縮に向かう措置をとらなければならない。ロシアと米国がこれを先導すべきである。他の核保有国もこのプロセスに対して個々にまたは調整しあってこの過程に加わるべきである。イスラエル、インド、パキスタンはNPT締約国ではないものの、同様に核軍縮プロセスに貢献する責務がある。

勧告21

ロシアと米国は、爆破兵器、砲弾ならびに短距離弾道ミサイルの弾頭といった特定種の実施を進めるべきである。両国は、最終的な廃棄までのあいだ、すべての非戦略核兵器を自国領土内の中央保管施設に回収することに同意すべきである。また、両国は、検証・透明性・不可逆性を保証する取り決めを前進させることにより、1991年の一方的削減に関する誓約の強化を図るべきである。

勧告22

すべての核保有国は、他国の領土にいかなる様式の核兵器も配備しないことを誓約すべきである。

勧告23

核兵器システムの代替または近代化を検討している国は、関連条約上のすべての義務および核軍縮に貢献するという責務に照らしてそのような行動を考えなければならない。最低限、新しい軍事能力もったり新たな任務のための核兵器の開発は慎まなければならない。核兵器と通常兵器の区別をあいまいにしたり、核兵器のしきいを下げるようなシステムや教義を採択してはならない。

勧告24

すべての核保有国、とりわけロシアと米国は、軍事計画において不要となった核分裂性物質をIAEA保障措置下に置くべきである。高濃縮ウランの貯蔵量削減を促進するために、それらを保有する国々は、ウランを核燃料に適した濃縮水準にまで調整して他のNPT締約国に売却するか自国の民生用の核エネルギーとして活用すべきである。

勧告25

すべての核保有国は、軍事上の必要性を超えるとは見なされたり、軍縮活動によって回収された兵器用核分裂性物質の取り扱いに関して厳格な基準をもうけなければならない。米国の保管兵器ならびに使用済み燃料に対する基準は一例である。

勧告26

軍縮会議(CD)は、遅れている兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の交渉を無条件で即時に開始すべきである。

これらの交渉前に、あるいは少なくとも交渉中に、CDは条約の技術的側面を吟味するために科学専門家グループを設立すべきである。

勧告27

CDにおけるカットオフ条約交渉を円滑にするため、5NPT締約核兵器国は、他の核保有国も加えて、相互の間で兵器用核分裂性物質の生産停止の合意をすべきである。それらの国は、ユーラトムのフランスや英国における活動を基に、各国の生産施設をIAEAの査察に開放すべきである。これら8カ国は、核兵器に使用可能な核物質の既存の貯蔵量を検証可能な形で制限する問題にも対処していかなければならない。

勧告28

まだ済ませていない国々は、無条件かつ遅滞なく包括的核実験禁止条約(CTBT)に調印、批准しなければならない。未批准の米国は、米国の批准が必要とされるその他の国の批准を誘い条約発効への一歩になるであろうことを認識し、その立場を見直し条約の批准に進むべきである。条約発効まで、すべての核保有国は引き続き核実験を慎むべきである。また、2007年のCTBT調印国会議は条約の暫定発効の可能性を検討すべきである。

勧告29

すべての調印国は、国際監視制度(IMS)、国際データセンター(IDC)、事務局を含めた検証体制の継続的な発展と運営に対して、資金面、政治面、技術面での支援を提供すべきである。これにより、包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)を、条約発効の際に、条約遵守状況の監視・検証を即座に開始できる態勢に置くことが可能となる。調印国はそれぞれの施設を整備し、いかなる状況においてもデータ送付を継続することを誓約しなければならない。

核兵器の規制から非合法化へ

勧告30

すべての核保有国は、非核の安全保障に向けた計画策定に着手すべきである。それらの国々は、核軍縮における定義や基準、透明性に関する要求などを含む、実際のかつ漸進的な共同措置を通じて、核兵器の非合法化に備え始めるべきである。

(訳: 田中博崇、ピースデポ)

3ページから

くともさらに半減するような削減交渉を米口に勧告している。この要求の背後には、米口の戦略兵器の数を1000以下にすることによって、米口以外の核保有国も含めた5か国が、共通の核軍縮交渉のテーブルにつくことができるといふ、過去に出された議論が念頭にありと考えられる。

日本政府は、毎年国連総会に提出してきた核軍縮決議において「戦略攻撃力削減条約を超えた削減」あるいは「戦略攻撃兵器の大幅な削減」という表現で米口のいっそうの核弾頭の削減を求めてきた。報告書の勧告はその内容をいっそう明確に示したものであり、2006年からの日本決議には勧告18の内容が盛り込まれるべきであろう。

「まずロシアと米国が、現役および退役状態にある核兵器保有量の総量を公表し、他の核保有国もそれに続くべきである」という勧告19は、勧告27に述べられている兵器用核分裂物質の現在量の検証問題とともに、軍縮の基本線を引き上げて極めて重要な課題である。

新型核兵器禁止への現実的対応

米国の核兵器研究所が核兵器の開発・設計に必要なインフラの維持と発展を狙っていること、また新型核兵器の研究・開発の動きがこれと密接に関係していること、を本誌では指摘してきた。これらの点に関する報告書の記述は、強力地中貫通型核兵器(RNEP)や先端概念核兵器(化学・生物破壊兵器(ADW)など)の研究・開発費をカットしてきた米国議会勢力を側面支援するスタンスを感じさせるものになっている。おそらく、ペリー元国防長官の意見が反映していると想像される。

その立場は、「NPTの核兵器国は、新しい軍事能力をもった核兵器や、少なくとも新しい任務をもった核兵器を開発しない義務を負っている」核兵器に関する研究が継続するとしても、安全と保安のための変更に限すべきであるし、そうであることを立証すべきである」という言葉に現れている。このような現実的判断のもとに、報告書の勧告23は次のように書いている。「核兵器システムの代替または近代化を検討している国は、関連条約上のすべての義務および核軍縮に貢献するという責務に照らしてそのような行動を考えなければならない。最低限、新しい軍事能力を持つたり新たな任務のための核兵器の開発は慎まなければならない。」

この観点から考えると憂慮される米国の信頼性代替弾頭(RRW)計画は、厳密な監視と公開性の下で進行しなければならないことになる。私たちNGOとしては、この点に関して安心感が得られない以上、計画自体に反対せざるをえない。

CTBTとFMCT

CTBTに関して、報告書は発効への行き詰まりに新しい打開策が盛られている訳ではないが、強い調子で発言している。特に米国を名指して「未批准の米国は、その立場を見直し、条約の批准に進むべきである(勧告28)と述べていることは注目に値する。プッシュ政権の立場への明確な対決姿勢を隠していないと言える。これはペリー元国防長官の立場でもあるだろう。

これに比較して、兵器用核分裂性物質生産禁止条約

(カットオフ条約、FMCT)に関しては、報告書はプッシュ政権の立場との接点を保つことを考慮していると考えられる。FMCTに関する現在の関心事は検証問題と既存の貯蔵物質の扱いに関する問題であるが、この点に関しては本誌前号を参照していただきたい。委員会は検証を伴うFMCTを支持し、また既存の兵器用核物質についても、可能な制限の道を探ろうとしている。その意味では、私たちNGOと立場を共有していると言えるであろう。

しかし、報告書の勧告は次のように述べて、CDがとまかくも交渉に入ることを重視する立場をとっているように見える。「軍縮会議(CD)は、遅れている兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の交渉を無条件で即時に開始すべきである(勧告26)と述べ、検証問題は科学者グループの議論の中から解決することを目指している。すなわち交渉前に、あるいは少なくとも交渉中に、CDは条約の技術的側面を吟味するために科学専門家グループを設立すべきであると勧告した(勧告26)。

また、既存核物質に関しては「既存の貯蔵量を検証可能な形で制限する問題にも対処していかなければならない」と、透明性と制限の両方に関して要求を行っている(勧告27)。

その他にも、注目したい勧告があるが、紙幅の関係で日本が問われている根本的な問題を議論しておきたい。

問われる日本の道義性

政府がイニシャチブをとって専門家委員会を組織し、核軍縮に関する提言を行った例は、冷戦後今回のブリックス委員会が3回目である。いずれも、本誌が1995年に創刊されて以後のことであり、本誌はその都度関心をもってフォローした。

1回目はキャンベラ委員会(95~96年)であり、オーストラリア政府がイニシャチブをとった。報告書1996年8月に出された。第2回目は東京フォーラム(98~99年)であり、日本政府がイニシャチブをとった。報告書「核の危機に直面して」は1999年7月に出された。東京フォーラムについては、本誌は第100号記念特集号でとりあげ、内外の専門家から論評の寄稿を受けた。そして、3回目としてブリックス委員会が、スウェーデン政府のイニシャチブによって活動したのである。

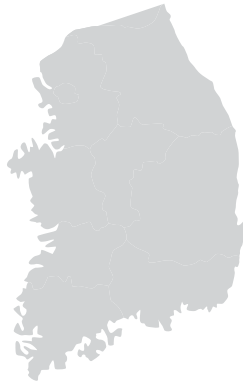
3つの報告書を比較して、残念ながら東京フォーラムがもっとも弱いという印象を禁じ得ない。どの報告書も威勢の良い言葉を吐くことを目指していない。むしろ逆であり、現実的な提言を行うという方針で臨んでいる。にもかかわらず、東京フォーラムは「核兵器を憎む気持ち」が弱く、核兵器廃絶の目標と現実的提言との間にある緊張感が希薄なのである。「廃絶の理想」に「寄り添う」の努力をする前に「現実への妥協」を急ぐ感じが、つまやう。

この状況は、日本が「核の傘」依存から脱することのできないこと、間違いなく密接につながっている。

ブリックス報告書は、今後の国連総会日本決議やNPTに臨む日本の政策を検証するのに極めて有用な基本文献になるものと思われる。(梅林宏道)

在韓米軍基地

汚染除去めぐる 米韓の確執



米軍基地返還とその拒否

在韓米軍再編に伴って、韓国では32の軍事施設が米軍から返還されることになっている。2006年6月7日の『スターズ・アンド・ストライプス』紙によれば、2002年3月29日の連合土地管理計画(LPP:Land Partnership Plan)協定の署名以来、米軍は軍事施設を返還しようと試みているが、2006年5月末現在、韓国政府はそのうちの25の軍事施設(約11,000エーカー)の返還を拒んでいるという。

返還に際して米軍がどの程度の汚染除去を実施するかについては、米軍と韓国環境部との間で協議が1年半ほど進められてきた。韓国環境部は、韓国内の土壤環境保全法の基準に従った汚染除去を要求している。しかし米軍がこの要求を拒み深刻に汚染された軍事施設を返還しようとしているため、韓国政府は返還を認めていない。

このような韓国政府の姿勢を米国は批判している。韓米地位協定4条1項では、日米地位協定4条1項と同じく、軍事施設返還に際して、米軍には汚染除去義務がない旨と汚染除去に要した費用を補償する義務がない旨とが記されている(資料1)。2000年7月に生じたヨンサン米軍基地からのホルムアルデヒド大量投棄事件をきっかけとして、2001年1月18日に韓米政府間で締結された「環境保護に関する特別協定覚書(資料2)」及び覚書の内容をより具体化した2002年1月19日の「環境に関する情報交換とアクセス手続き」で、米軍の活動に対して韓国で初めて環境面からの制限が加えられることになった¹。1964年の韓米地位協定締結以来、何ら環境面からの制限がなかったことを考えると、大きな前進である。しかし、韓米地位協定と同等の効果を有すると解釈されているこれらの文書は、米軍が除去

するとしても「人間の健康や安全に緊急かつ実質的な危険をもたらす汚染」を対象を限定している。2006年6月25日の『スターズ・アンド・ストライプス』紙によれば、返還される全ての基地での地下燃料タンクの除去と5つの基地での地下水面の汚染除去とを行うことによって緊急かつ実質的な危険をなくしたにもかかわらず、韓米地位協定や特別措置の内容を超えた基準を韓国政府が要求していると米軍は主張している。

韓国政府、米軍がそれぞれの主張を譲らず、対立が続いている。

判明した基地汚染の状況

在韓米軍基地の詳細な汚染状況を記した報告書をハンギョレ新聞が手に入れ、2006年2月8日に報告書の内容の一部を発表した²。ハンギョレ新聞によれば、2005年10月4日に韓国環境部が作成したこの報告書には、キャンプ・オーウェン、キャンプ・スタントン、キャンプ・エドワードなどの在韓米軍基地で危険な水準での土壌・水質汚染が生じていることが記されているという。キャンプ・パジェでは、ベンゼンをはじめとする石油精製品に含まれる主要4化学物質の土壌中含有量が、韓国の環境基準の5倍超の水準で検出されたという。

基地汚染の状況を知りたいという要求の高まりにもかかわらず、韓国政府や米軍は、報告書の内容を国民や国会に公表するのを拒否し続けている。これに対して、グリーン・コリアをはじめとする市民団体は、返還される基地の汚染データの公表を求めて、韓国環境部を相手取って2006年6月に提訴した。

米軍が基地返還に際して発表した汚染除去計画では、具体的な汚染状況がまったく記されていない。しかも、存在するにもかかわらず、汚染状況が記された報告書は公表されない。返還された土地が深刻に汚染されていた場合、人々の健康や跡地利用に悪影響を与える。そのような重大な情報が秘匿されたまま、基地返還だけ進められることに韓国国民は大きな懸念を抱いている。

立ち入り調査の重要性

2003年5月30日に、韓国政府と米軍は、日米間には存在しない画期的な内容を含んだ合意書(「環境に関する情報交換とアクセス手続き」付属書A)に署名をしている(資料3)。同合意書では、韓米地位協定の環境分科委員会の両側委員長が許可すれば、米軍から軍事基地を返還される以前に、関連施設に関して環境汚染共同調査が実施できること、汚染発見の際には、米軍が返還前に自らの費用で汚染を除去しなければならないことが定められた。環境汚染共同調査と汚染除去に関する協議をするために環境共同調査チーム(EJWG:Environmental Joint Working Group)が構成され、汚染の調査、除去の範囲に関する協議、除去措置の実施に当たることになっている。

このような先駆的な取り決めがなされているにもかかわらず、今回のような状況に陥る原因は、米軍基地内への立ち入り調査が環境分科委員会の両側委員長によって事実

米軍基地の環境問題に関する米韓合意

【1】

韓米地位協定第4条
施設及び区域 - 施設の返還

1. 米国政府は、本協定の終結日またはより早期の日に大韓民国政府へ施設及び区域を返還する際、施設及び区域を米軍が利用可能になった当時の状態に原状回復する義務も負わないし、そのような原状回復のために大韓民国政府に補償する義務も負わない。

2. 大韓民国政府は、本協定の終結またはより早期の施設及び区域の返還に際して、施設及び区域、またはそこに残された建造物および構築物になされたいかなる改善に対しても、米国政府にいかなる補償をする義務も負わない。

3. 上記の条項は、米国政府が大韓民国政府と結んだ特別協定の下で行ういかなる建設に対しても適用されないものとする。

(訳: 林公則、ピースデポ)

【2】

環境保護に関する
特別協定覚書(抜粋)

2001年1月18日

大韓民国・アメリカ合衆国締結

韓国・米国在韓米軍地位協定第3条の合意
議事録第2項に基づき、

1953年の相互防衛条約、大韓民国と米国との間の駐韓米軍基地協定(SOFA)により、駐韓米軍に供与した施設及び区域、およびそのような施設及び区域に隣接している地域社会への汚染防止を含め、環境保護の重要性を認識し、

大韓民国政府と米国政府は、お互いの政策に相応しく、環境管理基準と情報交換及びアクセス、環境実績、環境協議に関し、以下の協定事項に合意する。

<環境実績>

大韓民国政府と米国政府は、駐韓米軍の施設や区域、およびそのような施設や区域に隣接した地域社会で環境汚染により惹起されるいかなる危険についても協議する。米国は、以下の方針を確認する。環境への悪影響を最小化するために、駐韓米軍の活動が及ぼす環境的側面を調査・確認・評価する環境実績定期評価を実行すること;これらの要求にしたがって、計画を立て、プログラムを作り、予算を確保すること;駐韓米軍により生じる、人間健康への既知の、緊急かつ実質的な危険をもたらす汚染を迅速に解決すること;人間健康を保障するのに必要な追加的救済措置を検討することである。大韓民国政府は、駐韓米軍の施設及び区域の外部における原因により起こった、人間健康への既知の、緊急かつ実質的な危険をもたらす汚染に対応するため、関係法令に基づいた適切な措置をとる方針を確認する。

(訳: ピースデポ)

【3】

「環境に関する情報交換とアクセス手続き」
付属書A(抜粋)

2003年5月30日

大韓民国・アメリカ合衆国署名

3 運用と用語の定義:

a 相互協定によって適用免除されない限り、施設及び区域の譲渡・返還に際して環境調査が行われるだろう。環境調査が適用免除される施設及び区域の譲渡・返還を決定するために、韓米地位協定の環境分科委員会の両側委員長は、(連合土地管理計画協定の下で個別に譲渡・返還される場合には連合土地管理計画特別分科委員会と協力するのと同様に、韓米地位協定施設及び区域分科委員会と協力して、計画された施設及び区域の譲渡・返還に関して定期的に協議するだろう。

6 施設及び区域の汚染除去と譲渡:

a 汚染除去は、上記の協議を十分考慮したうえで、米国によって施設及び区域が返還される際には米国の費用で、大韓民国によって施設及び区域が譲渡される場合には大韓民国の費用で、韓米地位協定と関連協定に従って計画され実行されるだろう。米国と大韓民国は、米国と大韓民国の汚染除去努力に関して環境共同調査チームを通じて協議するだろう。

(訳: 林公則、ピースデポ)

上認められず、基地汚染の状況を国民や基地周辺住民が把握できないからである。「環境情報の共有及びアクセスの手続き」で「人間の健康や安全に緊急かつ実質的な危険をもたらす汚染」の場合には、韓米の環境汚染共同調査が可能であるとされているが、環境汚染共同調査を実施するためには、韓米両側委員長の合意が必要である。すなわち、米側が環境汚染共同調査をする必要がないと判断すれば、韓国側は基地汚染の状況を把握する手段を失う。

「環境に関する情報交換とアクセス手続き」付属書Aが画期的な内容を含んでいたとしても、その条文に返還後に発見された汚染除去についての記述がないため、返還以前に汚染が発見されなければ米軍は汚染除去の義務を免れるだろう。すなわち、返還後に汚染が発見された場合には、それは韓米地位協定に従って韓国政府が汚染除去をすることになる。付属書Aの内容を生かすためには、返還前の立ち入り調査を実質的なものとするが必要不可欠である。

日本への教訓

在日米軍再編に伴って、沖縄では嘉手納以南の5つの米軍基地が返還されるが、そこでも在韓米軍基地と同様に

深刻な基地汚染が発生しているだろう。にもかかわらず、日本では韓国で起こっているほどの動きは見られない。

日本の場合、米軍基地への立ち入り調査が事実上不可能である上に、韓国とは異なり米軍基地汚染の除去費用を日本政府が完全に負担することになっている。そのため米軍は汚染の発生を抑制しようとはしない。返還地の汚染は深刻化し、健康被害、跡地利用の遅れによる経済的な被害を地権者や周辺住民が被っている³。このような状況を脱するためには、韓国のように汚染除去の義務を米軍に課した上で、実質的な立ち入り調査を実現する必要がある。

(林 公則)

注

1 二つの文書の全文については、『環境と公害』第32巻第1号の尹堯王論文を参照。

2 06年2月8日(www.hani.co.kr/arti/society/environment/100685.html) ただしハングル。英語の関連記事は、06年2月9日(english.hani.co.kr/arti/english_edition/e_editorial/100994.html)。

3 『環境と公害』第36巻第2号(2006年10月発刊予定)の林公則論文を参照。

「小泉首相への要望書」

米印合意

6月21日、学士会館分館7号室。

「世界平和アピール七人委員会」のメンバーは、当日の朝、首相官邸に提出した小泉純一郎内閣総理大臣あての要望書について記者会見を行った。メディア側からはテレビ局を含む中央の3社と地方紙の記者、合計6名が出席した。

要望書の内容は、3月に発表された米国とインドの原子力協力推進のための共同声明に関し、日米首脳会談の席上、日本もそれに賛同するように米国から要請があるとの報道に対してのものであった。

「(前略)米印間の原子力協力の内容そのものについてもいくつかの疑義が出されておりますが、ここではそれには触れません。私たちが問題にするのは、インドが核不拡散条約(NPT)の発足当初から不平等を理由にしてこれに加盟せず、国際世論を無視して核兵器実験をおこない、公然と第六の核兵器保有国になった事実です。

これは、加盟した世界の188カ国に対し、忠実に条約の遵守を求めているNPT体制に対する明白な挑発行為です。それにもかかわらず、NPT加盟国である米国が、インドを対中・対イスラムの同盟国とみなし、有力な原子力市場であるともみなして、インドに対してNPTへの加盟を促すのでなく、核兵器保有国であることを黙認したことは、結果としてNPTの基本的理念に違反する行為といわざるを得ません。そしてこれは、イランや北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の核開発に口実を与えることにもつながりかねません。

被爆国である日本の政府が事あるごとに核兵器の廃絶と不拡散を求めてきたことは私たちもよく承知しています。また例年、日本政府は、国連総会に対して『核兵器完全廃棄への道程』決議を提案し、NPT体制の強化を訴え続け

て多くの国々の賛同も得ています。

総理は、こうした日本政府の努力に対して国民が大いなる期待を抱いていることを重く受け止められ、たとえ賛同の要請があっても受け入れることなく、米国とインドの原子力協力は、インドのNPTと包括的核実験禁止条約(CTBT)への参加を前提条件とするよう、友好国として米国政府に強く働きかけることを要望致します。」

要望書の発表後、各委員からその狙いや意義について補足的な意見が述べられた。筆者は「98年5月にインドが核実験を強行した際、米国は経済制裁を発動し、日本もこれに同調した経緯がある。ところが以後の国際情勢の変化を理由に米国による制裁は解除され、日本もまた追随したが、本来ならばこの時にインドのNPT加盟を前提条件にすべきであった」旨、付言した。

進行役の委員が記者たちに質問があれば何なりと、と呼びかけたが反応はなかった。そこで別の委員が「ついまでにお聞きしたいが、NPTの現状に照らして、米国の最近の対応をメディアはどう捉えているのか」と逆質問を試みた。記者たちはどこか苦笑まじりに互いの顔を見合わせた。恐らくこうした場としては、思いがけない問いかけにとまどったのであろう。

結局、この件を報道したのは被爆地の長崎新聞のみであった。当日参加しなかった社は、日頃は外信としてNPT体制の危機を流しはしても、この種の具体的な事例については格別の関心を寄せなかったのに違いない。取材して欲しいから言うのではなく、本当はこの米印合意と、米国がそれに対する日本の支持を求めるところこそ、NPT体制の根幹にかかわる問題であるはずなのだが・・・。

幸い、6月27日付の報道によると、小泉首相も反対とは言わないまでも、米印合意を支持することはしない姿勢を固めたという。



特別連載エッセー 11

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学、88年～92年長崎大学長。過去2回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

今こそ、東北アジア非核兵器地帯の設立を!

国際 オンライン 署名 今すぐ、署名を!

呼びかけ

NPO法人ピースデポ
平和ネットワーク(韓国)
太平洋軍備撤廃運動
(PCDS、カナダ)

6か国協議参加国(大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、日本、中華人民共和国、ロシア連邦、アメリカ合衆国)政府の皆様、

要
請
文
(一
部)

60年以上も続く核兵器の脅威に苦しんできた東北アジア地域の平和と安定を確固たるものにする一つの手段として、私たちは東北アジア非核兵器地帯の設立を求めます。南半球の陸地のほぼ全てと海洋の3分の2はすでに非核兵器地帯になっています。

今こそ勇気を持って行動し、東北アジア非核兵器地帯の設立によって非核兵器地帯を北半球へと拡大すべきときです。

下のサイト上で、今すぐ署名してください。署名の集約は、必要に応じて行います。

www.petitiononline.com/neanwfz2/petition.html

韓国語、英語版のサイトは以下の通り。

英語:www.petitiononline.com/neanwfz1/petition.html

韓国語:www.peacekorea.org/main/board/view.php?id=webzine&no=67

日誌

2006.6.21~7.5

作成:中村桂子、林公則

EU = 欧州連合 / MDA = 米ミサイル防衛庁 / SM3 = スタンダードミサイル3 / START = 戦略兵器削減条約

6月21日 「世界平和アピール7人委員会」米印原子力技術協力に対し、日本政府が賛同しないよう求める首相あての要望書を官邸に提出。

6月21日 米国、ミサイル発射の動きと関連し、対話を通じた問題解決を持ちかけた北朝鮮国連代表部の韓成烈次席大使からの提案を拒否。

6月21日 米EU首脳会議、イラン核問題を含む幅広い分野での協力強化をうたった「ウィーン宣言」を発表。

6月21日 中国の温家宝首相、南ア・ムベキ大統領とケープタウンで会談。核の平和利用等に関する13の協定に調印。

6月22日 米MDA、ハワイ沖でのSM3迎撃実験に成功と発表。実験には海自イージス艦「ぎらま」が初参加。

6月22日 米上院本会議、ブッシュ政権に対北朝鮮政策の見直しを求める07会計年度国防権限法案の修正条項を可決。

6月22日 「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)の年次総会がウィーンで開催(～23日)。

6月22日 米軍、外務省に対し、米軍再編の日

米合意に基づき、米軍嘉手納基地へパトリオット24基を配備すると通知。

6月23日 移動式早期警戒レーダー「Xバンドレーダー」がつがる市の空自車力分屯基地の暫定的展開地に搬入。

6月23日 麻生外相とシーファー駐日米大使、SM3共同開発に関する交換公文を締結。

6月23日 「世界平和フォーラム」カナダのバンクーバーで開催(～28日)。

6月27日 米下院外交委員会、米印原子力協力を可能にする「米インド核協力促進法案」を賛成多数で可決、本会議に送付。

6月27日 プーチン・ロ大統領、09年に失効するSTART1に代わる新条約の交渉を米口間で始めるよう提案。

6月29日 ホワイトハウスで日米首脳会談。地球的規模で協力する「21世紀の新しい日米同盟」を宣言。

6月29日 日米合同委員会、「在日米軍再編総括部会」を新設することを決定。

6月29日 日米合同委、「Xバンドレーダー」展開のため、車力分屯基地の土地約7万2千平方メートルを追加提供することで合意。

6月29日 モスクワで開かれたG8外相会合、北朝鮮へのミサイル発射実験中止要求など含む議長声明を採択し終了。

7月1日 空母キティホーク、イージス巡洋艦「カウペンス」とともに、北海道の小樽港に入港。5日、出港。

7月5日 政府、北朝鮮が弾道ミサイル6発を発射し、「ロシア沿海州南方の日本海」に落下したと発表。1発は「テポドン2号」と確認される。

7月5日 政府、特定船舶入港禁止特別措置法を適用し、北朝鮮の貨客船「万景峰92」の入港

を半年間禁止する経済制裁の発動を決定。

7月5日 国連安保理、日本の要請に基づいて、北朝鮮のミサイル発射に関する緊急の非公式協議を開催。

沖縄

6月23日 沖縄全戦没者追悼式を開催。約4500人が参加。

6月26日 外務省沖縄事務所副所長が、パトリオット配備をやむを得ないとの発言。

6月28日 嘉手納基地周辺の三市町連絡協議会、パトリオット配備に反対を表明。

6月29日 稲嶺知事が勇退表明。

今号の略語

ADW = 化学・生物剤破壊兵器

CD = ジュネーブ軍縮会議

CTBT = 包括的核実験禁止条約

FMCT = 兵器用核分裂性物質生産

禁止条約(カットオフ条約)

LPP = 連合土地管理計画

NPT = 核不拡散条約

RNEP = 強力地中貫通型核兵器

RRW = 信頼性代替弾頭

UNMOVIC = 国連監視検証査察委員

会(通称:イラク査察団)

WMD = 大量破壊兵器

WMDC = 大量破壊兵器委員会(またはブリックス委員会)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 山口響 <hibikiy1976@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、山口響(ピースデポ)、大澤一枝、田中博崇、津留佐和子、中村和子、華房孝年、林公則、梅林宏道